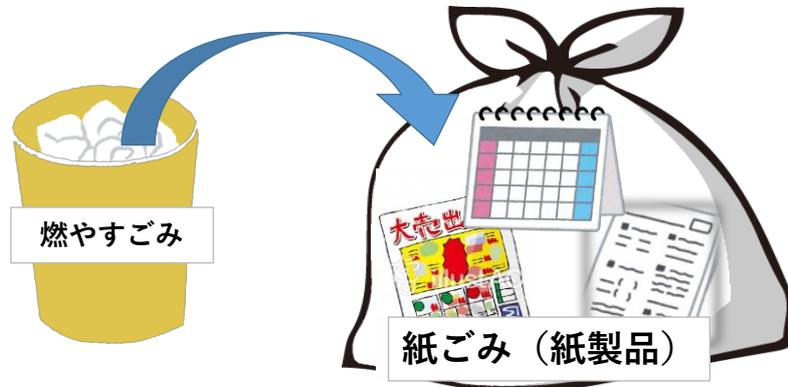


紙ごみのリサイクルについて（お願い）

これまで「燃やすごみ」としていた紙製品について、令和2年4月から再資源化のため別途収集しますのでご協力をお願いいたします。

1. 何が紙ごみになるの？

- ・ 図のように、「燃やすごみ」としていたものから、紙ごみ（紙製品）を分けてください。
- ・ 食品等で汚れていないものや、住所などプライバシーに関する記載のないものが対象となります。（参考として裏面に例を記載しています）



2. 紙ごみの収集とリサイクルの方法は？

- ① 缶・びんの収集日に、
 - ② 透明または半透明の袋に入れて、
 - ③ 「缶・びん」と別の袋に「紙ごみ」を入れ、ごみステーションに出してください。
- ・ 収集した紙ごみ(紙製品)は、住友大阪セメント赤穂工場において燃原料として有効利用される予定です。
 - ・ 「缶・びん」用の収集車と、「紙ごみ」用の収集車で収集するため、ごみステーションに一方のごみが残る場合がありますが、後ほど収集いたします。

この取り組みは、分別によりごみの減量と再資源化を図るためのものです。市民の皆様には一層のごみ減量にむけて、ご理解とご協力をお願いいたします。

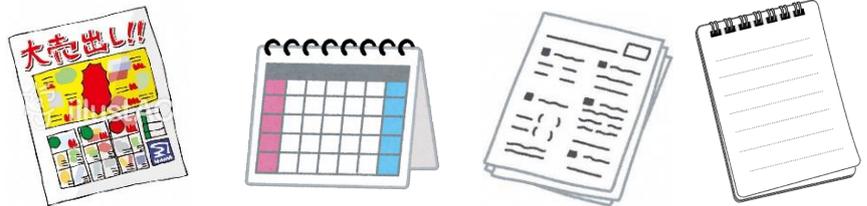
問い合わせ先：赤穂市美化センター Tel 42-3841
Fax 42-3486

「紙ごみ」リサイクルの対象となるもの（例）

- ・紙製品のうち、食品等で汚れていないものが対象となります。
（文字や絵が書かれていてもリサイクル対象になります。）

「紙ごみ」の例

チラシ、書類、カレンダー、ポスター、メモ用紙、厚紙、レシート など



「紙ごみ」リサイクルの対象外のもの（例）

- ・はがきや封筒など、住所や氏名のようなプライバシーに関する記載があるもの
- ・使用後の紙おむつ、ティッシュペーパーなど、汚れているもの
- ・書籍や辞書、フォトアルバムなど、厚みがあるもの
→従来どおり「燃やすごみ」で出してください。

- ・「その他紙製容器包装（紙袋や包装紙、お菓子の箱など）」

リサイクルマークが記載されています。

→従来どおり「その他紙製容器包装」の収集日に出してください。



- ・新聞紙や雑誌、パンフレット、ノート、本

→従来どおり、自治会等による資源ごみの集団回収にご協力
ください。



- ・ダンボール、紙パック

→従来どおり、自治会等による資源ごみの集団回収または、
「ダンボール・紙パック」の収集日に出してください。

